

議事日程(第3号)

平成27年9月16日 午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第34号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 日程第 3 議案第35号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第36号 平成26年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第37号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第38号 平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第39号 平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第40号 平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第41号 平成26年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第42号 須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第43号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第47号 自治功労者の推戴について
- 日程第13 議案第49号 平成27年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第50号 平成27年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 日程第16 発議第 2号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第17 発議第 3号 須恵町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 日程第18 発議第 4号 「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書(案)
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第51号 工事請負契約の締結について

- 日程第 2 議案第 34 号 平成 27 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について
- 日程第 3 議案第 35 号 平成 27 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 4 議案第 36 号 平成 26 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 37 号 平成 26 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 38 号 平成 26 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 39 号 平成 26 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 40 号 平成 26 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 41 号 平成 26 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 10 議案第 42 号 須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 43 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 47 号 自治功労者の推戴について
- 日程第 13 議案第 49 号 平成 27 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 議案第 50 号 平成 27 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 51 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 16 発議第 2 号 須恵町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第 17 発議第 3 号 須恵町議会傍聴規則の一部を改正する規則
- 日程第 18 発議第 4 号 「安全保障法制」の慎重審議を求める意見書（案）
- 日程第 19 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 20 議員の派遣について

出席議員（13名）

1 番	児 玉 求	3 番	白 水 勝 元
5 番	三 角 栄 重	6 番	田 ノ 上 真
7 番	松 山 力 弥	8 番	猪 谷 繁 幸
9 番	田 原 重 美	10 番	合 屋 伸 好
11 番	原 野 敏 彦	12 番	三 上 政 義
13 番	柴 田 真 人	14 番	今 村 桂 子
15 番	三 角 良 人		

---

欠 席 議 員  
2 番 世 利 孝 志

---

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	平 松 秀 一
教 育 長	安 河 内 文 彦	理事(事業統括)	安 川 敏 幸
理事(会計管理者)	稲 永 修 司	総 務 課 長	今 泉 俊 裕
まちづくり課長	櫻 木 幹 夫	住 民 課 長	満 行 誠
税 務 課 長	梅 野 猛	健康福祉課長	小 林 は つ み
都市整備課長	安 河 内 久 人	地域振興課長	安 河 内 隆
上下水道課長	石 井 浩 二	子ども教育課長	御 手 洗 文 生
社会教育課長	川 津 政 文	税 務 課 参 事	甲 能 裕 和
総務課課長補佐	平 山 幸 治	監 査 委 員	百 田 清 二

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

ここで、世利議員より欠席の届け出があつておりますので御報告します。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦議員。

○議員（11番 原野 敏彦） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

本定例会において、追加議案の提案がございました。9月14日、午前9時30分より議会運営委員会を開催いたしました。今回、提出される議案は、議案第51号として上程することにしたしております。なお、議案第51号は、提案理由の説明後、総務建設産業委員会に付託することといたしておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（三角 良人） これより議事に入ります。

一括議題について、お諮りします。議案第36号から議案第41号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。（「一括でなくて、この議案項目別で」の声あり）議案項目別に質疑等がありますので、いいですか。（「はい、それでお願いします」の声あり）御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

### 日程第1. 議案第51号

○議長（三角 良人） 日程第1、議案第51号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木 幹夫） おはようございます。

1ページのほうをお開きください。議案第51号でございます。

工事請負契約の締結について、下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、アザレア幼稚園建設工事。契約方法、指名競争入札。請負金額、7億3,440万円。請負者、因・吉松建設工事共同企業体でございます。契約保証の方法、契約保証金7,344万円でございます。条件、工期・契約の効力が生じた日から来年7月29日までとなっております。

以上、審議方よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。よって、議案第51号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

これより、暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決しました。

再開を総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。暫時休憩します。

午前10時05分休憩

午前10時20分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りします。付議されました議案については、休憩後は日程を追加することになっておりますので、ここで日程を追加し、日程第15を議案第51号としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し議題とします。

## 日程第2. 議案第34号

○議長（三角 良人） 日程第2、議案第34号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第2号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第34号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第2号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、補正予算書1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,300万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,626万6,000円とする。

2項、予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

4ページ歳入、13款国庫支出金4,800万円の増額は、地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型1,500万円と地域消費喚起・生活支援型3,300万円です。

19款諸収入の増額は、プレミアム付住宅リフォーム券販売収入1億1,500万円です。

6ページ歳出、2款総務費1億6,300万円の増額は、地方創生先行型事業費1,500万円、主なものは須恵町PR業務委託料1,421万円と、地域消費喚起・生活支援型事業費1億4,800万円で、主なものはプレミアム付住宅リフォーム交付金1億3,800万円、プレミアム付商品券発行事業業務委託料800万円です。

質疑として、須恵町PR業務委託料の内容について、プレミアム付住宅リフォーム券の担当課について、プレミアム付住宅リフォーム券の残数、現状についてありました。

審査の結果、予算審査特別委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

よって、議案第34号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり承認することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第34号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第2号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

### 日程第3. 議案第35号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第35号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第35号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊、補正予算書8ページをお開きください。歳入歳出予算の補正第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ221万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,847万8,000円とする。

2項、予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

13ページ歳出、10款教育費221万2,000円は、須恵中学校剣道部の中体連九州大会参加助成金51万9,000円、全国大会参加助成金159万円と須恵東中学校陸上部の中体連九州大会参加助成金10万3,000円です。

11ページ歳入、18款繰越金221万2,000円は、前年度の繰越金から歳出と同額を計

上したものです。中体連の結果についての質疑がありました。

審査の結果、予算審査特別委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

よって、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第35号は、委員長報告のとおり承認することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第35号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分については、委員長報告のとおり承認されました。

ここで、先ほどお諮りしました、議案第36号から議案第41号までの6議案を一括議題とします。

#### 日程第4．議案第36号から日程第9．議案第41号までの6議案を一括議題

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第36号平成26年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第37号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第38号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第39号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第40号平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第41号平成26年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） 決算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第36号平成26年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第41号平成26年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、審査の結果と経過について御報告をいたします。

審査につきましては、関係課長、係員から決算概要の説明を聞くとともに、提出資料を参考に、去る9月7日、8日、10日の3日間審査を行いました。審査内容の詳細につきましては、議長を除く議員13名の特別委員会であることから省略させていただきます。

それでは、各議案についての報告に入ります。

議案第36号平成26年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、別冊の決算書10ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額79億2,263万8,132円、対前年度比3.9%の減に対し、歳出総額75億8,809万7,413円、対前年度比4.9%の減です。歳入歳出差引額は3億3,454万719円となり、平成26年度の決算は、歳入歳出ともに3年ぶりに80億円を下回りました。歳出総額も6年ぶりに減少に転じました。

翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額1,341万9,000円を差し引いた実質収支額は3億2,112万1,719円で5年連続の黒字決算となっています。この実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支は6,396万876円と黒字となりました。

実質単年度収支額は7,040万8,876円の黒字となっています。

歳入につきましては、地方交付税が21億9,051万円、2.8%の減額。

町税は27億1,741万円で、主に住宅建設等の開発行為による固定資産税の増加等により3.9%の増収となっています。

不動産売払収入220万5,840円は、佐谷・古ノ添の土地を売払収入した金額です。

歳出につきましては、人件費は11億8,901万円で、前年比1,852万円、1.5%の減です。

普通建設事業費4億3,385万円、前年に比べ、公共施設建設等の整備などの大きな事業がなかったため2億9,371万円、40.4%の減です。

平成26年度の主な事業として、東部防災センターの建設、水上ため池のしゅんせつ工事、農地農業用施設・林業施設の災害復旧、城山地区道路改良、須恵第一小学校耐震補強工事等がありました。

26年度の特別会計などへの繰出金は11億5,785万円で、1億807万円、8.5%の減です。主に国民健康保険特別会計、歳入の前期高齢者交付金が大幅に減額になったため、国民健康保険特別会計への繰出金が減額となりました。繰出金の主なものは、国保後期高齢者医療特別会計の約6億225万円、公共下水道特別会計の約2億6,574万円、介護保険事業の2億4,680万円です。

財政調整基金、減債基金は利子不動産の売払収入など、685万4,000円を積み立て、財政調整基金を取り崩さずに済みました。

財政調整基金と減債基金を合わせた基金残高は、28億6,814万円となっています。不納欠損が多かった原因は、職員の入力漏れによるもので、平成26年度の不納欠損は、遺漏分を平成22年度からさかのぼって、今回、一括して処理した結果244件、1,864万7,603円となりました。徴収率は93.9%、遺漏分を補正した場合は94.11%となり、0.21ポイント上がることになります。

質疑としまして歳入において、1款町税では、須恵町の公共事業を請け負う業者等に税金の未



納がないかなど税の滞納について。

1 2 款使用料及び手数料では、幼稚園使用料の滞納繰越について。

1 3 款国庫支出金については、マイナンバー制度を利用した詐欺等の防止、情報漏えい等のセキュリティについて。

1 4 款県支出金では、土曜日の教育活動推進事業県補助金の内容について。

1 6 款寄附金では、ふるさと応援寄附金の記念品について。

歳出において、2 款総務費では、土砂災害警戒情報・避難準備情報等のメール配信について。防災無線の調査・検証について。地方版総合戦略策定費の繰越明許費について。

3 款民生費では、臨時福祉給付金の不用額について。秋篠宮視察時設備設置・撤去委託料について。老人クラブ連合会補助金について。行政区ミニデイサービス事業事務費の各行政区の減額について。

6 款農林水産費では、有害鳥獣駆除の現状について。

7 款商工費では、商工振興費の繰越明許費 9 0 0 万円について。

8 款土木費では、環境整備作業員賃金の不用額について。橋梁長寿命化補修工事設計委託料の発注形態及び不用額について。

1 0 款教育費では、須恵東中学校備品購入費の不用額について。

その他では、不用額が多い場合の 3 月補正予算減額の執行について。

以上の質疑を踏まえ、討論・採決の結果、全員賛成で認定することとしております。

議案第 3 7 号平成 2 6 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、1 8 4 ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 3 2 億 6, 8 3 4 万 3, 2 5 6 円、歳出総額 3 2 億 6, 3 8 7 万 6, 0 2 9 円で、歳入歳出差引額は 4 4 6 万 7, 2 2 7 円となっており、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ると、1 万 8, 8 0 9 円とわずかながら黒字に転じています。

歳入合計額の予算に対する収入率は 1 0 0 %、調定に対する収入率は 9 0. 8 %ですが、国民健康保険税のみが 6 1. 9 %と大きく引き下げています。

歳出合計額の予算に対する執行率は 9 9. 9 %となっています。

対前年度比較ですが、歳入では、国民健康保険税が 2 7 7 万 7, 0 9 5 円、療養給付費交付金が 1, 8 5 9 万 3, 7 1 5 円、前期高齢者交付金が 2 億 4, 7 5 0 万 3 6 7 円の増です。

国庫支出金は 1 億 2, 3 0 5 万 5 5 1 円で率にして 1 3 %、県支出金が 1, 9 0 9 万 4 6 2 円で 1 0. 6 %、共同事業交付金が 4, 1 0 5 万 3, 4 3 3 円で 9. 1 %の減、繰入金も 1 億 4, 4 0 4 万 2 7 1 円の減となっています。

歳出では、保険給付費が 2 2 億 3, 2 9 1 万 3, 3 2 7 円で、6, 4 6 5 万 7, 1 2 4 円の減、後

期高齢者支援金等は1,597万1,161円の増で4.3%の増となりました。

介護納付費も553万9,942円の増です。

26年度の国民健康保険税の徴収率は61.88%で、前年比0.91ポイント下回っています。収入済み額は5億3,968万9,208円となり、前年比277万7,095円の増です。

不納欠損額は4,517万4,872円で、前年度に比べ増大しています。これは、22年度に電算システムを変更し、新システムへのデータ入力漏れにより過去4年間分の不納欠損が判明したことによるものです。

26年度の医療費は減少していますが、一般会計から2億8,785万658円の繰り入れをしています。

質疑として、歳入歳出10款諸収入では第三者納付金について、歳出7款共同事業拠出金では頻回受診者訪問事業について、8款保健事業費ではマルチマーカー保守委託料についての質疑がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で認定することにしております。

議案第38号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、218ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億8,285万7,234円、歳出総額2億6,977万5,716円で、歳入歳出差引額は1,308万1,518円となっており、実質収支額も同額です。歳入合計額の予算に対する収入率は100.5%、調定に対する収入率は98.4%、歳出合計額の予算に対する執行率は95.9%となっています。

歳入では、医療保険料が1億4,726万6,420円と繰入金7,219万8,761円が大半を占めています。

歳出では、後期高齢者医療、広域連合納付金2億6,334万2,118円が主なものです。

以上、採決の結果、全員賛成で認定することとしております。

議案第39号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、236ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額は10億9,940万9,737円で、前年度比4,766万939円の増です。

歳出総額は、10億9,265万9,283円で、前年度比4,787万3,614円の増です。

歳入歳出差引額は675万454円、実質収支額も同額です。

単年度収支は、21億2,675円とわずかに赤字決算に転じました。

歳入合計額の調定に対する収入率は97.8%で、前年度より0.3ポイント増となっており、収入未済額は前年度に比べ219万5,050円減少しています。

歳入では、町債が前年度比1,630万円の増です。

公共下水道への接続がふえたことにより、繰入金が2,000万3,000円、使用料等は1,413万6,000円の増となりました。

歳出では、総務管理費が前年度比7.3%増で、1,283万74円の増。

下水道事業費が3%増で、1,414万3,033円の増。

公債費が5.2%増で、2,090万507円の増です。

町債の今年度繰入金は4億1,150万円で、償還未済額は65億3,889万5,236円となっています。

下水道普及率は77.7%です。

歳入の1款分担金及び負担金で、受益者負担金滞納者のつなぎこみについての質疑がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で認定することとしております。

議案第40号平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、258ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額7,813万7,536円、歳出総額も7,528万687円で、歳入歳出差引額は285万6,849円、実質収支額も同額で黒字です。

25年度の繰越額を差し引いた単年度収支は、97万2,917円と赤字に転じました。

歳入合計額の調定に対する収入率は98.9%です。歳入では、繰入金が4,306万4,000円で、前年度比701万5,000円の減、14%減となり、負担金使用料も減となっています。

町債は2,090万円で、120万円の増となりました。

歳出は前年度比8.2%の減です。

事業費は1,232万6,067円で、前年度比669万3,966円の減です。

今年度借入額は2,090万円で、未償還額は5億2,365万1,989円となっています。

以上、採決の結果、全員賛成で認定することとしております。

議案第41号平成26年度須恵町水道事業会計決算の認定について、営業実績は、給水人口2万7,321人で、前年度比283人増加しました。

年間総配水量260万5,599立方メートル、年間総有収水量243万2,693立方メートルで、2万6,220立方メートル減少し、有収率93.4%で、前年度比1.6ポイント悪くなりました。普及率99.4%でした。1立方メートル当たりの供給単価は上がり、給水原価は下がっています。

排水施設改良工事は、城山地区・3工区水道管改良工事ほか、20件が施行されております。

平成26年度の収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益5億8,608万7,864円に対し、同費用は5億3,795万2,111円で、差し引き4,813万5,753円の黒字となっています。

資本的収支では、浄水場耐震化事業及び緊急時連絡管事業の国庫補助事業継続に伴い、収入及び支出額が増加し、その他の収入は下水道工事に伴う工事負担金のみで、収入1億325万5,934円に対し、支出では2億6,211万4,157円となり、差し引き1億5,885万8,223円の不足額が生じており、損益勘定留保資金で補てんされています。

工事負担金は、下水道工事に伴う水道管移設保障費の減少により、2,400万円の減額補正となり、執行率は100.8%でした。

当年度の純利益は、4,813万5,753円となり、前年度比2,503万7,777円、108.4%の増に転じました。

当年度未処理欠損金はゼロ円で、前年度比7,633万2,889円の減となっています。

石綿管切り替え工事の進捗状況についての質疑がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で認定することとしております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより、議案第36号から議案第41号について質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉議員。

あのね、決算審査特別委員会の委員長報告なんですよ。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） それで委員会は、議長を除く13人でやっています。いいですか。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） いいですか、あなたは、出席されてましたね。

○議員（1番 児玉 求） ええ。

○議長（三角 良人） そん中で、今回の質問は、今、委員長が報告したことについての質問になりますから。いいですか。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） いいですね。委員長の報告に対する質問ですよ。

○議員（1番 児玉 求） いや……。

○議長（三角 良人） 委員長の報告に対する質問です。

○議員（1番 児玉 求） あ、はい。

○議長（三角 良人） ほかの質問だったら、委員会ではなくてはなりません。あなた、全員賛成になってますけど、欠席されてました。

○議員（1番 児玉 求） いいえ。

○議長（三角 良人） 出席だったんでしょ。

○議員（1番 児玉 求） 今から説明します。

○議長（三角 良人） 説明じゃなしに、質問質疑です。説明やない、質疑。

○議員（1番 児玉 求） 36号議案、37号議案、38号議案、42議案、43議案に関しまして、36から37、38議案は……

○議長（三角 良人） ちょっと、待って。それが何ですか。議案が全部違いますけど、質問が一緒ちゅうことはありませんよ。

○議員（1番 児玉 求） 36議案から、ちょっと。

○議長（三角 良人） はい。

○議員（1番 児玉 求） これは、予算審査特別委員会で、賛成の表明をいたしました……

○議長（三角 良人） 決定してますから。

○議員（1番 児玉 求） しましたが……

○議長（三角 良人） 質疑、質疑はですね。今、委員長が報告したことに対して、何のかんのの質問ですから。あなたが委員会で賛成したけど、どうのこうのありません。委員長報告に対しての質問してください。委員会で賛成したけど、関係ない。何で……

○議員（1番 児玉 求） だから、この本会議で反対表明を……

○議長（三角 良人） されません。（「ルールがあるんですよルールが」の声あり）委員会で、全員賛成と報告受けてます、私。

○議員（1番 児玉 求） だから、あれでございませよ、申し合わせ。

○議長（三角 良人） 違いますよ、ルールですから、議会の。

○議員（1番 児玉 求） ほかの自治体では、本会議で、反対返答できますよ。だから、特別委員会では、内容説明しますんで。その内容、36議案に関しまして、一般会計からですね、繰入金金が、25年から26年に対して、1億4,400万ほど減額されているわけですけども……（「議長、暫時休憩を提案します」「賛成」の声あり）

○議長（三角 良人） 動議でいいですね。暫時休憩して、委員会またしてください。お願いします。暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時15分再開

○議長（三角 良人） 議案第36号から議案第41号について質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

よって、これより議案第36号について討論に入ります。討論はありませんか。36号につい

て、討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 36号議案、決算審査特別委員会では、賛成表明をいたしました。この本会議で一般会計からの繰入金、25年に比較しまして26年では1億4,400万減額されておるわけですが、国の補助金を毎年払っているわけですから、これを引き上げる要求及び財政調整基金の繰り入れで、この国民健康保険税を引き下げると……

○議長（三角 良人） ちょっと待って。国民健康保険税は別でしょ。特会は。36ですよ、今、議案。一般会計の中にも、特会のほうの話じゃない。

○議員（1番 児玉 求） 一般会計の繰り入れの件ですけど。で、この繰り入れを減額するんじゃなく、ふやすという立場上、本会議での反対を表明いたします。

○議長（三角 良人） 違う、討論になつたらんでしょうが。何があつてどうだから私は反対しますという、その話をせにやいかん。ようわからんでしょ、皆さんが。何で反対かようわからんでしょ、今のあれじゃ。もう一度、児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） はい。36議案ですね、平成26年度一般会計の歳入歳出決定の認定について、決算審査特別委員会では……

○議長（三角 良人） いいからね、それは。どこを、だから、これに反対しますと言わな。わかります。

○議員（1番 児玉 求） 一般会計のですね、繰り入れが26年度が25年度に比べまして、1億4,400万減額されとるわけ。この減額は、国の補助金が減額されとるわけですけど、これを繰り入れを引き下げると、多くすると、言うことを私は要求としておりますので、また、財政調整基金を繰り入れるということも考えておりますので、この議案36号、本会議で反対を表明いたします。

以上。

○議長（三角 良人） はい、わかりました。賛成。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 6番議員、田ノ上です。今、児玉議員のほうから、反対の討論がございましたが、私は賛成の立場で討論させていただきます。

26年度の決算でございます。この26年度は、予算提出の時点からこの決算に至るまでの間で、児玉議員はほとんど関与しておりません。この議論を知らずに、決算を聞いているという立場でございます。そこで、繰り入れを多くしたいから、反対と今さらながらに、主張されるというのはいかがなものかなという感覚でございます。

なぜかならば本人も言っておられますが、特別委員会のときは賛成していると、その後意見が変わりましたと、ということは特別委員会において、漫然と議事に参加していたのかという思いでございます。そういうことがあつてはならないと思いますし、仮にあつたとするなら、ここで

反対の意思を取ってつけたようにやるべきではなく、きちんと勉強して来年の決算に向けて、今から予算をしっかり審議していただいて、自分の政治意志や目的を達成していくべきではなからうかと思っております。（「あなたも意見多いよ、あなた賛成討論だから」の声あり）はい、賛成討論ですね、そういった部分もありまして、今のすみません、反駁になってしまって申し訳ありません。ちょっと言いたかったものですから、大変申し訳ありません。

大変に町の決算としては、よくできたものだと思っております。繰り入れもこれは本来、国保に持っていくべき財源ではないわけですから、これを少なくするという事は町財政の健全化に向けて、大きく資するものであって、大変よくできた決算だと思います。

以上によりまして、私、賛成の意見を述べます。

○議長（三角 良人） ほかに。（「はい」の声あり）1回だけです。討論は、1回だけ。ほかに。今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 児玉議員が反対された理由に対して討論をいたします。

一般会計の繰入金国保での繰入金、少なくなったということは、いいことですので、これは町にとっては財政上いいことですので。そして、国の補助金アップというのは国の問題ですので、これはちゃんと計算上、計算がありまして、それに伴った支出でございますので、一応私は、一般会計の決算については賛成をいたします。

○議長（三角 良人） ほかに。これで討論を終結します。

よって、議案第36号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第36号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第36号平成26年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第37号について討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 先ほども話しましたが、26年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、決算審査特別委員会では、賛成でありましたが……

○議長（三角 良人） あのね児玉議員。前置きはいいいから、何々が何だから、反対しますで、ようございますから。

○議員（1番 児玉 求） はい、先ほども申しましたとおり、一般会計からの繰入金が減額されると1億4,400万、先ほどもお話ししたとおり、国の補助金を引き上げる要求を持っております。また、財政調整基金から繰り入れるということを要請するという立場上ですね、反対を表明します。

また、ここで、収入の資産の少ない人が加入するのがほとんどであるわけですが、低所

得者の命と健康を守ると重要な社会保障があるにもかかわらず、この国民健康保険自体の制度が、やはり国の援助がないと成り立たないという状況がございますので、国の補助はやはり常々要求すべきだと思っております。保険料を引き下げるということを私は前提に考えております。庶民の限度額を引き下げると。

で、この交付金の国の負担の割合をもとの数字に戻すと1980年、84年、国の補助が45%だったものが、現在大体、38.5%ぐらいに、年々引き下げられております。

で、この滞納者に対する保険証の取り立て、これは払えれば払うんですよ。払えないから、払えない人が保険証の取り立て、資格証とか短期証明書とかしまして、やはり町民が公平にと言いますか、横を向けられるというふうに、やはり町政としては進んでいかなくちやいかんという点におきまして、37号議案反対の表明をいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） はい、ほかに。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 私は、今回の特別会計ですね、37号議案賛成の立場から討論させていただきます。

さまざまに、制約の多い国保会計でございますが、その中で、医療費の多いこの須恵町の国保を維持するために大変な努力をして、毎回、こういう形で決算をされている、そういった部分ではよくできた決算でございますし、反対する理由はない、ただ今、反対意見もございましたが、保険料を安くしろとかいう話が出てましたし、払えるなら払うんですよという話もありましたが、こちらだって、こちらじゃない会計政策担当のほうでも、安くできるんなら安くするんですよと、そういう気持ちでやっておられるのは重々私も承知しております。この執行部の努力には、敬意を表し、今回はしっかり賛成をしてみたいと思います。

なお、財調をどんどん入れて安くするとか言う意見もありましたが、余りの経営感覚のなさで、これはばらまきをするのと同じであるというふうに思っております。そういった意味で、今回、37号議案には私、賛成を表明いたします。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 児玉議員の反対に対して、賛成の立場で討論をいたします。

まずは、一般会計からの国保への繰入金は、今回少なくなっており、医療費削減に非常に努力をされていると思っております。

また、低所得者への国保の税は軽減措置がとられており、低所得者にはそれなりの軽減措置をとっておりますので、それはちゃんと措置されております。

また次に、国への補助金の要求でございますが、これはここで審査すべき内容ではないので、意見書等の提出等で国へ意見を述べていただければと思っております。



以上です。

○議長（三角 良人） ほかに。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 児玉議員の反対意見に対して、私は賛成、この議案に対しての賛成でございますが、先ほどから同じこと言っておられますけども、一般会計の財政調整基金と国民健康保険税は全く関係ございません。

また、繰出金が少ないということが、町の財政に何も、国民健康保険がどうのこうののではなくて、全体的に見ますと町の財政でございますので、先ほどから重複しますけども、低所得者、高所得者とは差をつけてありまして、ちゃんとこの会計はきれいにできておるところでございます。それに対しての意見等をこの場で言うことではないと思いますので、私はこの議会において、児玉議員の反対意見の意味がわかりません。

○議長（三角 良人） それは、意見やからだめ。討論だから。ほかに。これにて討論を終結します。

よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第37号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第38号について、討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 38号議案、須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、決算審査特別委員会で賛成を……

○議長（三角 良人） それは言わんでいいと言ったでしょ、さっき。何で反対かを言ってくださいと。

○議員（1番 児玉 求） はい、はい。反対意見を申し上げます。

後期高齢者医療費75歳以上の高齢の方に、これ以上、医療の負担をさせないということで、子どもも、お年寄りを大切にす町政として、少しでも負担軽減のために、この本会議で反対の表明をいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） 中身は何もないんですか。ほかに。これにて討論を終結します。

よって、議案第38号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第38号平成26年度須恵町後期高齢

者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第39号について討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

よって、議案第39号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第39号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第39号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第40号について討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

よって、議案第40号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第40号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第40号平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第41号について討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。

よって、議案第41号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第41号平成26年度須恵町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

#### 日程第10. 議案42号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第42号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第42号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例、総務建設産業委員会の報告をいたします。

議案書9ページです。

提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法の制定に伴い、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、須恵町個人情報保護条例の一部を改正する必要が生じたので、提案をするものです。

条例改正の主な点は、1、マイナンバー制度実施に伴う番号法の制定により、従来の個人情報に加えて個人番号を含む特定個人情報を条例に規定すること。2、特定個人情報の取り扱いにつ

いては、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものである。特定個人情報保護評価を実施すること。3番目に、特定個人情報保護評価については、須恵町情報公開個人情報保護審査会の意見を聞くこととし、14ページ、附則第3項より、須恵町情報公開個人情報保護審査会条例の一部を改正し、審査会の訴訟事務を追加するもの。以上が主な内容です。

15ページ、新旧対照表により説明します。

第1条目的ですが、従来の個人情報に加えて、特定個人情報を規定する。

第2条第3号から第5号は特定個人情報、情報提供等記録、特定個人情報ファイルの定義、そして従来の3号が6号に号ずれでございませぬ。

第3条は、自治機関の責務について、特定個人情報の保護の措置を加える。

16ページ、第6条の2特定個人情報保護評価について、須恵町情報公開個人情報保護審査会に意見を聞くものとする。

第6条の3第1項は、特定個人情報ファイルの保有等に関して、審査会に事前通知すること。

17ページ、第2項は、前項に例外規定を設けたもの。

18ページ、第6条の4第1項は、特定個人情報ファイル後の作成及び公表についての規定。第2項は、前項の例外規定。

16ページ、7条は、一部文言の削除。

第8条、個人情報の量及び提供の制限について。8条の2は、1項から4項まで特定個人情報の利用制限について従来の8条の2が8条の3に条ずれです。

20ページ、第9条第1項は、個人情報の適正管理について、特定個人情報を加える。

第11条第1項は、自己情報の開示請求について、個人情報を加えて特定個人情報を含むものとする。

21ページ、第2項は、開示請求について代理人の規定。

第18条は、開示請求の期限。第18条第1項中、15日以内の次に特定個人情報に係る開示決定等にあつては30日以内を加え、同条3項中、45日以内の次に特定個人情報に係る開示請求にあつては60日以内を加える。

22ページ、第22条第23条は、従来の個人情報の自己情報の削除及び中止の請求であるのに対し、第23条の2は、特定個人情報の利用停止の請求の規定の追加。

23ページ、第27条の2は、情報提供等記録の提供先についての規定。

第34条は、出資法人の個人情報の保護について、特定個人情報を加えるのですが、現在、須恵町が2分の1以上、出資している法人はありません。

24ページ、第35条第2項の規定は、従来の個人情報の自己情報に開示または訂正について

は、他の法令に規定があるときは、その法令に従って開示または訂正を行いますが、特定個人情報については、他の法令に規定があっても開示または訂正を行う必要があるので特定個人情報納付と規定するものです。

第38条は、罰則の規定に特定個人情報を加えるものです。

次に、須恵町情報公開個人情報保護審査会の条例の一部を改正する条例ですが、第2条の訴訟事務に第5号で、特定個人情報保護評価に関する事務を追加するものです。

14ページに戻っていただきまして、附則の第1項で、施行期日について。この条例は、平成28年1月1日から施行することになっております。例外で第1号は、第6条の次に3条を加える改正規定は公布の日からとなっております。

第2号は、第27条の次に1条を加える改正規定は、番号法の附則に規定する施行の日とする。予定でございますが、29年1月です。

質疑でございますが、特定個人情報の開示請求は誰でもできるのかという質疑に、個人情報の開示請求は、本人または法定代理人でなければならなかったが、特定個人情報の開示請求は、本人の委任を受けたものであれば、誰でも開示請求ができるとの答えでございました。

また、今回の番号制度により滞納者などの居場所がわからない場合、わかりやすくなるのかという質疑に、居場所まではわからないが、所得の把握など税を付加することに利点があるとの答えです。

委員会、全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） このマイナンバー制は、政府が個人の情報を一括管理し、情報の漏えいが心配されると、また中小零細企業では、この事務処理等、非常に煩雑になりその経費に対応ができない。

○議長（三角 良人） 質問ですよ、質疑だから。討論やないよね。質疑ですよ。

○議員（1番 児玉 求） 討議でいたします。

○議長（三角 良人） 質疑ありませんか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） このマイナンバー制は、個人情報は国が一括管理するので情報の漏えいも心配されてます。これは、特に中小自営業者は、その事務処理等非常に経費が係り、なかなか対応できないということで、本会議で反対を表明いたします。

○議長（三角 良人） 討論はありますか。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 私は今、報告を申しましたけれども、これは事務がスムーズにいく

ための法律と、今番号制にしては、セキュリティーは問題などにはありますけども、それはあつてはならないことではあります、滞納者とかいろんな面に関しまして、この番号法が、私は最高に誰でも、わかりませんが、番号法によって事務が進むということには行政誰でもしやすくなるということで、私はこの番号制の導入を賛成いたします。

また、これは国で決まったことですので、国で決まったことに対して、うちの条例改正でございまして、私は賛成いたします。

○議長（三角 良人） ほかに、これにて討論を終結します。

よって、議案第42号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第42号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第42号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第11. 議案第43号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第43号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。田ノ上委員長。

○文教厚生委員長（田ノ上 真） 議案第43号須恵町手数料条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書25ページをお開きください。

提案理由として、今回の改正は行政手続における、特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆるマイナンバー法の制定に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号の再交付手数料を定めるとともに、個人番号カードですね、住民基本台帳法の一部が改正されたことから、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたことによります。

28ページの新旧対照表をごらんください。10月1日から順次届けられる通知カードの紛失等に対する再交付手数料を定めています。

29ページの新旧対照表をごらんください。来年1月から希望者に個人番号カードを公布いたしますが、それに伴い、住民基本台帳カードの交付はなくなり個人番号カードに切りかわってまいります。そこで、住基カードの交付手数料を廃止とし、新たに個人番号カードの紛失等による再交付手数料を定めます。

質疑として、カード再交付に係る紛失・喪失・損傷の程度についてありました。これについて

は、基本的に自治体の判断で再交付をするが、紛失については警察への紛失届を要し、損傷についてはチップの情報を読み込めるか、専用の機械で検査するとの回答でした。

また、カードに内蔵されるチップの有する磁気等の影響についてありました。これについては、心配するほどの問題はないであろうとの回答がありました。

討論として、マイナンバー制度に反対する立場からの反対意見がありました。

附則としてこの条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

文教厚生委員会、賛成多数で可決しました。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） これは、マイナンバー制そのものが、私は反対でございますので、その手数料の変更に關しましても、同一反対を表明いたします。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに討論は。今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 須恵町手数料条例の一部改正の議案でございます、この議案は。個人番号カードの再交付の手数を幾らにするかという問題でございますので、国のマイナンバー制度そのものの問題ではないと思いますので、私はその観点から賛成をいたします。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて討論を終結します。

よって、議案第43号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第43号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第43号須恵町手数料条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

## 日程第12. 議案第47号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第47号自治功労者の推戴についてを議題といたします。総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第47号自治功労者の推戴について総務建設産業委員会の報告をいたします。

議案書の36ページです。

指名、稲永張美。住所、須恵町大字須恵377番地100。職歴は、須恵町の特別職を15年

勤められました。経歴は、10ページのとおりでございます。

須恵町表彰条例10条1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

委員会全員で賛成です。賛成で同意といたしております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、人事案件でありますので、討論を省略し採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第47号自治功労者の推戴については、委員長報告のとおり同意することに決定しました。

ここでお諮りいたします。昼食休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、昼食休憩といたします。再開を13時といたします。休憩に入ります。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 日程第13. 議案第49号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第49号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第49号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

別冊補正予算書15ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,967万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ88億9,879万9,000円とする。

2項、予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の廃止は第2表地方債補正による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

18ページ、第2表地方債補正。

1、廃止、起債の目的、須恵東中学校大規模改造事業債、限度額1億2,620万円は、事業の中止のため起債を廃止しています。

19ページ、第3表債務負担行為補正。

1、追加事項、須恵町多目的公園（仮称）整備工事に伴う調査設計業務委託期間、平成27年度から平成28年度まで、限度額4,400万円、文化会館空調更新工事、平成27年度から平成28年度まで、1億6,500万円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金、平成26年度借入債償還分、平成27年度から平成34年度まで、1,450万3,000円、粕屋南部消防組合負担金、平成26年度借入債償還分、平成27年度から平成36年度まで、723万4,000円です。

予算補正、20ページ、歳入ですが、主なものを報告いたします。

13款2項国庫補助金、須恵東中学校大規模改造事業取りやめによる6,666万6,000円減額です。

14款2項県補助金、農村環境整備事業費県補助金700万円。

15款2項財産売り払い収入不動産売り払い収入250万8,000円で、植木のヲシガ浦町有地道路226.29平方メートルを売却し、財政調整基金に積み立てます。

22ページ、18款繰越金は、今回の歳出補正額に財源を充当してなお不足する額に、前年度繰越金7,257万5,000円を充当して財源措置をしています。

20款町債は、須恵東中学校大規模改造事業債の廃止により、1億2,620万円の減額です。

24ページ、歳出では、全体を通して4月の人事異動に伴う職員の人件費と不足する金額の補正です。

それ以外の主なものは、1款議会費では、常任委員会の管外視察研修費285万円。

2款1項総務管理費では、須恵町多目的公園（仮称）の地歴調査、整備工事に伴う調査設計業務委託料3,040万円。

13目マイナンバー制度に伴う電算関係の補正、業務システム再構築事業システム改修業務委託料1,045万4,000円、負担金補助及び補助金1,590万1,000円です。

30ページ、6款1項農業費では、新法尺井堰油圧機取り替え工事請負費2,128万2,000円、山大道ため池改修工事請負費1,600万円です。



32ページ、10款3項中学校費では、須恵東中学校大規模改造事業費2億4,106万円の減額です。

質疑として、マイナンバーを使用して窓口ではなく番号カード用自動交付機で書類を受け取る時の手数料・窓口案内係等の人員補充について、不動産売り払い収入の売却地の場所について、児童遊園管理の担当課について、児童遊園のフェンス設置について、福岡ブロックふるさと運動事業についてがありました。

以上、予算審査特別委員会審査の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第49号平成27年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第14．議案第50号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第50号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第50号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の報告でございます。

別冊補正予算書の36ページでございます。第1条、平成27年度須恵町の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。以下、2条と3条は、実地計画内訳書にて説明いたします。

37ページでございます。第4条、企業債の限度額の補正です。起債の目的、水道企業債変更前限度額6,660万円を変更後7,630万円に、970万円の増額です。国庫補助金の確定に伴うものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、従来どおりとなっております。

38ページでございます。第2条の収益的収支の支出38万2,000円の増額は、労務単価の改定に伴うものでございます。

第3条の資本的収支の収入3万3,000円の減額は、浄水施設耐震補強及び緊急用連絡管に伴う企業債の増額及び国庫補助金の確定に伴う減額でございます。

なお、資本的支出額に対し不足する額1億8,933万7,000円は、損益勘定留保資金で補てんいたします。

以上、委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第50号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第50号平成27年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第15. 議案第51号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第51号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第51号工事請負契約の締結について、議案書追加議案書でございます。

1ページでございます。総務建設産業委員会の報告をいたします。

工事名、アザレア幼稚園建設工事。

契約の方法、指名競争入札。

請負金、7億3,440万円。

請負者、因・吉松建設工事共同企業体代表者、糟屋郡粕屋町大字江辻68番地の2 因建設株式会社代表取締役因善一、糟屋郡須恵町大字須恵812番地の1 吉松建設株式会社代表取締役吉松修。

契約保証の方法、契約保証金（履行保証保険証券）請負金額の10%、7,344万円。

工期・条件、工期契約の効力を生じた日から至る平成28年7月29日。

質疑は、入札参加業者の数はということで、Aグループ8社、Bグループ8社、Aグループ8社は、Aランクの840点以上でございます。Bランクにつきましては、地元の業者等でございます。落札率97.98%でございます。

委員会全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論

なしと認めます。よって、議案51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第51号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第16. 議員提出議案第2号

○議長（三角 良人） 日程第16、議員提出議案第2号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案理由の説明を求めます。8番、猪谷繁幸議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） お手持ちの参考資料がいつてると思いますんで、御参照のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

議員提出議案第2号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則。

提案理由といたしましては、議会における欠席の届け出の取り扱いに関し、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席届について新たに規定するものであります。

新旧対照表を今開いてあると思ひますが、第2条2項に「議員が産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」を追加するものであります。

附則としまして、この規則は交付の日から施行します。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。よって、議員提出議案第2号について採決に入ります。議員提出議案第2号は、原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議員提出議案第2号須恵町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第17. 議員提出議案第3号

○議長（三角 良人） 日程第17、議員提出議案第3号須恵町議会傍聴規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案理由の説明を求めます。8番、猪谷繁幸議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 議員提出議案第3号須恵町議会傍聴規則の一部を改正する規則。

お手元のほうに参考資料がございますので、御参照のほうお願いします。

提案理由といたしましては、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、つえについては削除するものであります。

新旧対照表でございますが、第4条第1項第1号中に、改正前、銃器、棒、つえ、その他の「つえ」を削除し、改正後、銃器、棒、その他に改めるものであります。

附則といたしましては、この規則は交付の日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。原野議員。

○議員（11番 原野 敏彦） 今のつえの問題でございますけれども、原因としてどこまでがつえなのかです。その辺を委員会で話をされたのかどうか。松葉づえとかいろんなつえがありますので、木といいますかね、ということで、その辺の報告を求めます。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 委員会で審査しておりません。

○議長（三角 良人） しとらんねえ。全協でしか。話出よったでしょ。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 出ました。

○議長（三角 良人） ねえ。委員長一応答えてください。

ああ、俺か。（笑声）

別でな、ちょっと猪谷議員から。

○議員（8番 猪谷 繁幸） ここでいいんですか。

○議長（三角 良人） この前の話、そこから、ここでいい。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 一応、そういう話が出て、高齢者が多いうことで、松葉づえについてもやっぱりそれも一応認める必要があるんじゃないかという話で、全員協議会ではそういう話になっております。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。討論なしと認めます。よって、議員提出議案第3号について採決に入ります。議員提出議案第3号は、原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議員提出議案第3号須恵町議会傍聴規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

## 日程第18. 議員提出議案第4号

○議長（三角 良人） 日程第18、議員提出議案第4号安全保障法制の慎重審議を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。1番、児玉求議員。

○議員（1番 児玉 求） 発議第4号、提出者児玉求、賛成者白水勝元氏。

安全保障法制の慎重審議を求める意見書案。

ただいま参議院で審議中ではありますが、安全保障法制は、1つ、憲法違反だということ、2つ、国民の理解をついに得られなかったこと、3、許しがたい自衛隊中枢の暴走の3つの大問題がはっきりしたと強調しております。特に、集団的自衛権行使で安倍首相は、邦人輸送中の米艦隊、ホルムズ海峡の機雷捜査といったいずれの法案の根拠となる事例も、これは破綻しております。集団的自衛権の行使は、相手国から見れば、事実上日本による先制攻撃になる。相手に戦争を仕掛ける材料になるということに及びます。これが集団的自衛権の本質があると。

また、戦闘地域に自衛隊が行き、武器・弾薬、この提供、これは航空機への、給油・整備、これは米軍などの後方支援、これは兵站と言われておりますが、戦争行為でありますので、これも違反するということでございます。

また、敵潜水艦を攻撃するへりでの空軍による給油、まさに米軍と一緒に戦争するという以外の何ものでもないということです。

また、来年の夏までに米軍幹部に約束した河野克俊統合幕僚長の会談、約束できる立場でない者に約束してくると、非常に軍の暴走だということでございます。資料も提出しております。

そうしまして、糟屋郡7町のうち4町が、この安全保障に対する廃案は粕屋町、あと慎重審議は宇美町、志免町、久山町が可決しております。7町のうち4町で可決しております、須恵町、篠栗町、新宮町がまだ可決しておりません。やはり須恵町議会としましても、この慎重審議を求める意見書を採択していただきたいとこのように思い、上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出をいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 質疑をさせていただきます。数点の質疑をさせていただきますが、提出議員は演説せず簡潔に答えていただきたいと思っております。

まず、この文書の出自でございます。御自身で書いたものとは思われませんが、どこから出たかということで、日本共産党所属の議員でございますので、党関係のほうから出ている文書だと理解しておりますが、一応念のため聞かせていただきたいと思っております。お答えをお願いします。

続きまして、この提出先でございます。この意見書本文には、内閣総理大臣、また衆議院議長、

参議院議長が宛先になっております。提出議員、先ほどからおっしゃっておられるように慎重審議を求める意見書でございますが、衆議院での審議は既に終了しております。衆議院議長に慎重審議を求めるのは無意味だと思われませんが、いかがでしょうか。お答えを願います。

また、参議院議長の名前もございしますが、既に今週にも結審を迎えようとしておりまして、委員会も本日が締めくくり質疑ということで、意見書を提出する余地はございません。既に時期を逸していると思われまして。これは事前に予見できたことであり、間に合わないのがわかっていながらそれでも審議を求めるということは、これは提出議員のパフォーマンスとも思いますが、何ゆえ審議を進めるのか伺いたい。いかがでしょうか。

それと内容についてでございます。ただいま提案理由の説明でも縷縷言っておられました。ただ、ちょっと説明がなかなかわかりにくいものもありましたので、この意見書の内容から内容についての質疑をさせていただきたいと思っております。

意見書のこの前半、さまざまに書いてありますが、今までの国会審議により全て回答済みの部分ばかりではなかろうかと思っております。意見書に「関心事」とございしますが、国会の議事録を読めば済むことであると思っております。だから、これは聞かないということですが。

今度、続きまして「歴代政府が踏襲してきた安全保障体制を大きく変えようとする法案」との文言がございしますが、これも意味がよくわかりません。安全保障体制を大きく変えると、これは政府が表現したのでしょうか。今までの国会答弁によっても、この法案によりアメリカとの同盟関係が変わらず、日本の専守防衛も変わらず、日本を守るための自国防衛を目的としていることも変わらない。要するに、安全保障の体制は変わっていないと思うものです。これは歴代政府が踏襲してきたもののままだと言えらるわけですが。いろいろ戦争戦争と言っておりましたが、憶測、決めつけはよくないと私は思います。提出議員は、国会で明解に答弁がされているのを知らないのか、もしくは国会答弁を信用していないのか、どちらでしょうか。これも回答を願います。

以上、質疑です。御回答をお願いします。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） お答えします。

まず、この意見書の案ですが、これはわれわれ各自治区で粕屋町、志免町とかございしますが、そういったところで提出されました意見書を参照しております。

それともう一つは、この歴代政府が踏襲してきた安全保障法制、これ大きく変えるということなんです。歴代自民党は、専守防衛ですね、攻められたらそれに対応するというところでございしますが、今度のこの集団的自衛権行使容認というのは、第三国に行きまして、同盟国、米国が危険な目に遭うというときに海外に出動してこの戦争を行うと、そうしまして、この憲法9条で……。

○議長（三角 良人） ちょっと待つて。違う、待つて。ちょっといい、私が質問し直すけん。

提出先、衆議院に出すが、それはどうかという意見ですが、それは。

○議員（1番 児玉 求） 衆議院では通過しとるわけですが、これは日付が8月23日ですから衆議院も入っとるんですが、この法案は可決した……。

○議長（三角 良人） そうじゃなくて、衆議院議長に提出する理由があるかっていう質問。

○議員（1番 児玉 求） もちろんございます。

○議長（三角 良人） 何で。

○議員（1番 児玉 求） 審議では可決しておりますが、この法案は、例えば可決された後も、これは引き続き、それで問題が解決するというものではございません。

○議長（三角 良人） 違うでしょうが。安全保障法制の慎重審議を求める意見書でしょう。

○議員（1番 児玉 求） ええ、そうです。

○議長（三角 良人） 慎重審議が終わって、衆議院で通過したよって言っているんですよ、田ノ上議員が。そこに出す必要があるか、どうですか。出さないかんとですか。

○議員（1番 児玉 求） いやいや、出す必要があります。

○議長（三角 良人） あると。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） それは何で。

○議員（1番 児玉 求） 先ほどお話ししたとおり、きょうにでも採決というふうな状況になっとるわけですが、この問題はこの法案が可決して終わるとい問題ではございません。

○議長（三角 良人） だから違うでしょうが。あなたの意見はいいからね、提出のこの意味をちゃんと説明しなさいって私は言ってる。

○議員（1番 児玉 求） 慎重審議なので……。

○議長（三角 良人） 終わっとっちゃん。

○議員（1番 児玉 求） まだ会期は27日まであるわけです。

○議長（三角 良人） 衆議院通とうでしょうが。そやけん、それでも出さないかんとですか。

○議員（1番 児玉 求） 出さないけません。

○議長（三角 良人） わかりました、はい。参議院は、参議院に対して出さないかんね、今ありようけど。

○議員（1番 児玉 求） もちろんです。

○議長（三角 良人） はい、それは。

○議員（1番 児玉 求） 会期が27日まで延長されておりますんで、そして皆さん御存じのとおり、このアンケートもあるとおりでございますが、国民の今国会でのまず反対意見は60%、今国会で可決する必要がないという意見が約8割以上あるわけでございます。それを数の多数で

強行するっていうのは、議会をないがしろにする行為でございますんで、27日まであるわけでございますから、もう少し慎重にしてわかりやすく説明する、ないしわかりやすくと申しますか、国民はわかるとるわけです。安倍首相がそう御自分でおっしゃるのは、安倍首相自体が御理解されてないだけでありまして、審議すれば審議するほど国民は理解しまして、安倍首相の支持率、またこの法案に対する反対意見がふえとるわけです。ですから、27日まではあるわけですから、やはり丁寧に説明して国民の審判を受けるということが大事になってきます。

先ほど田ノ上議員が申しておりましたが、変わったと申しますのは、歴代自主防衛、専守防衛、攻められたら已む無いという形であります。しかし、今度は海外に行きまして、アメリカ軍の指示のもとに、我が国に影響を与えない国に対しまして、アメリカが戦争を仕掛けられるということで、行って、それで戦争を起こすということでございますんで、全く解釈を変えた文で180度考え方を変えた意見になっております。ですんで、これは断じて許すべきことではないと思います。

あと……。

○議長（三角 良人） 国会の答弁を聞いてからの判断でしょうかということですが。

○議員（1番 児玉 求） それは私、田ノ上議員にお話ししたい。あなたはこの今私がお話した、ずっと自民党の歴代派閥がありまして、右派左派ありまして、こういう安倍さんみたいな改憲はなかったわけです。そうしまして、この解釈を変えるだけで海外に行って戦争をすると、そういうことはこれは憲法学者も言うとし、前の最高裁裁判長も言っとるわけです。ましてや、一番大事な国民の半分以上が反対して、戦後70年、原爆を落とされて我慢して、平和をずっと培ってきて、何でこの時期に安倍さんの一内閣が憲法を変えて戦争をしなくちゃいかんのですか。国民が反対してるじゃないですか。

[発言の声あり]

○議長（三角 良人） 違う。国会の答弁あったでしょう、質疑応答で、審議が。それをあなたは聞いてどう判断しましたかということ、あなたの持論じゃなくて、それを言ってください。

○議員（1番 児玉 求） だから、先ほどから……。

○議長（三角 良人） あんた、見てます、国会討論は。テレビ中継とか。

○議員（1番 児玉 求） なぜそういう質問が出るんですか。

○議長（三角 良人） そういう質問やから、今。田ノ上議員からその質問ですもん。質問に対してちゃんと答えなさい。

○議員（1番 児玉 求） 安倍首相は、国会答弁でも平和を守るために……。

○議長（三角 良人） あなたの持論じゃなくて、答えてください、とにかく質問に。

○議員（1番 児玉 求） いや、その……。



○議長（三角 良人） そやけん、今国会の審議を見てからちゃんと考えてますかって言われてるけん、あなたは見てないじゃないと。

○議員（1番 児玉 求） いやいや、もちろん国会審議も見てますし、新聞も見てます。以上です。

○議長（三角 良人） はい、わかりました。

○議員（6番 田ノ上 真） 回答が不十分じゃないかと思えますけど。

○議長（三角 良人） うん、ちょっと中身が。

○議員（1番 児玉 求） どの部分ですか。

○議長（三角 良人） 田ノ上議員。

○議員（6番 田ノ上 真） 2問目ですんで、もったいないんで、2往復目ですね。

最初の回答は、よそで出したものをベースにしてるという、これも答えになってませんが、言うまでもなく日本共産党の主張をここで出してるのであろうと、私は今のお答えで確信いたしましたので、それで進めさせていただきます。

共産党さんの主張ということで、須恵町の公益性に資するということで少し立ち入らせていただきますと、6月の定例会で反問権がない町長が疑問を持っておられましたのを私はここでちょっと披露したいなど。皆さん、現場おられたんでその耳で聞いておられると思いますが、議事録を準備しておりますので、少々読ませていただきたいと思います。

もともと憲法9条ができたときは、今共産党さんは護憲派でございませけれども、共産党だけが憲法9条に反対をされたわけでございます。それは、いわゆる自衛もやれないと、自衛戦争もやれないんだということから反対をされたというふうに聞き及んでおるわけでございますが、そのときに、憲法9条は一個の空文であると、空の文であるというふうなコメントまで出されておられた御党でありますけれども、今は護憲派の第一党であるというふうなことでございまして、その党がどのようにしてそういったことに変わっていったのかと

これは町長が疑問で言われたことですが、反問権がございませぬので、このとき児玉議員は回答する必要がございませぬでしたが、せつかくの機会でございますし、これは町益に資する質問ではなからうかと思っておりますので、これにお答えいただきたいと思います。

そして、提出先につきまして、会期が27日までであるので、衆議院議長にも参議院の議長にも出す理由があるとおっしゃいました。確かに27日まで会期はございます。しかしながら、どうも私の言葉が通じてないようで、もう既に終わってるということを私は言って、時期を逸しているというふうに言ったわけです。非常に通じないものがあるって残念であります。地方自治法99条に「普通地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を国会または関係行政庁に提出することができる。」とあります。この時期を逸した意見書を提出

しようとする行為に、須恵町の公益性があるのかということでございます。意見書提出の発議は議員が行うものであり、発議があれば議会は議事日程に掲げ、議題に供することになります。しかしながら、時期を逸した意見書を議題に掲げようとするのは、議員に与えられた権力を濫用する行為と言わざるを得ないと思います。私としては、提出議員には猛省を促したいという思いでございます。

そして、内容についても、恐らく集団的自衛権のことをおっしゃるのであるかと思いましたが、最初に、演説をせず簡潔に答えていただきたいと、私言いましたにもかかわらず、しっかり演説をなさって、残念ながらその内容が私よくわかりませんでした。やはり、しっかり議事録を読んで。政府は答えております。答えをもとに、もう一度自分の考えを練り直したほうがいいのかと思いますし、その明解な答えを信用できないというならば、選挙で選ばれた人間を信じられないというならば、これは民主主義を否定しております。われわれも選ばれてこの議場にいるわけでございます。議場に立つ資格がないということになってまいります。

こういったことをもう一度お答えいただきたい。さきの町長の疑問に対する部分の共産党さんの昭和21年のコメントです。憲法9条は一個の空文であるといったところ、今どういう経緯でこれほどまでに9条を守る政党に変わっていったのか、これ御披露願いたいということです。そして、権力の濫用ということでございます。これも私が言いつばなしでは一方的になりますので、御返事願いたい。そして、最後に言いました、政府の言うことも、国会議員、総理大臣、民主的に選ばれた人たちの言葉を信じないなら、それはみずからを否定し、民主主義を否定してるということです。お答えを頂戴したいと思います。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 田ノ上議員の言われることがよく理解できんわけですが、まず憲法9条が戦後のなぜ共産党は護憲派になったのかということに関しましては、正式にこの場では準備しておりませんので、正式に文書で提出いたします。

それと、私がお話ししましたのは、この安全保障法制が、率直に申し上げまして、まともな、安倍首相が答弁をされてないということでございます。それは私が申し上げるまでもなく、新聞、テレビ等でごらんになれば、国民の約60%が反対、今国会の成立を……。

○議長（三角 良人） さっき聞きましたからですね、時期を逸してはせんでしょうかということに教えてください。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） その意見は聞きました。

○議員（1番 児玉 求） はい。先ほども申しましたとおり、これは今審議中でございますので、参議院で審議を要する、きょう可決したということかはわかりませんが、だから審議中、継

続しとるわけでございますんで、時期がどうのということじゃなくて、そして事の重要性も、時期が全然おくれるというようなことで田ノ上議員は言われますが、事の重要性を公明党の中でも、学会員の方からも批判が出てますでしょ……。

○議長（三角 良人） うん、違う。

○議員（1番 児玉 求） はい、でもちょっと言わせて。そういう中であって、新聞を読んでも、いただきたいのはあなたのほうです。もっと勉強してください、私に言う前に。

以上で、答弁を終わります。

○議長（三角 良人） もう1つ何かなかったかな。もう1個何かなかったかな。

○議員（6番 田ノ上 真） 何ゆえ国会の答弁は信用しないのか。

○議長（三角 良人） もういいでしょ。

○議員（6番 田ノ上 真） いいですね。

○議長（三角 良人） ほかに。原野議員。

○議員（11番 原野 敏彦） 今、提案の理由とかを聞かせていただきました。今、この提出っていうのは、この意見書を出すか出さないか、これもう見れば大体わかりますし、ここで皆さん判断してあると思います。ですから、議長にはこれを出すか出さないかの採決を早急に求めます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） いいですか、それで。賛成の方。違う違う違う。今の意見に、原野議員に対して。はい、わかりました。これにて質疑を終結します。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 集団的自衛権は、我が国を守るための、抑制するための法案でございますから、同盟国等の応援は、私は守ってる限りは手伝いはしなきゃいかんと思います。仮に、手伝いもしなくてお金だけ出して助けてくださいって、誰が助けますか。先進国の中でも日本ぐらいなもんじゃないでしょうか。よそが防衛力が増加しよう中で、この日本だけが何もしない。これが抑止力であると思いますので、日本の平和を守るならば、この集団的自衛権は私は行使すべきでありますから、この意見書を出すのに私は反対でございます。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 集団的自衛権行使容認っていうのは、ずっと自民党も専守防衛で戦争を仕掛ければそれに対応するということでございますけど、この集団的自衛権っていうのは、アメリカがどっかの国に攻撃されると、その可能性があるときに海外に出かけて行ってアメリカと一緒に武器を持って戦争をするということでございます。これを行使するっていうことはどうということかという、武力で北朝鮮もしくは中国、私たちはあなたたちに関係なく攻撃を仕掛けるよ、戦争を仕掛けるよということを暗にこちらから提案してることなんです。そして、アメリ

力が今までずっとベトナム戦争、イラク戦争にしましても、これはデマ、でっち上げでし始めた戦争なんです。トンキン湾事件も、アメリカが空港が攻撃されたって、それもうそ、イラク大量破壊兵器もうそ。武力で、私は武器を持つとるからお前は俺の意見に従えって、中国、北朝鮮に。そういうことで話がまとまるわけじゃないですか。いろいろな問題が根回しをされますでしょ。根回しをして中国……。 (発言の声あり)

ちょっと大事なところなんです。だから、話し合い、今までその政治をやってこなかったから、経済では中国と日本の経済は非常にマッチして。だから、戦争をせんような話し合いをする政治家が今までいなかったから今の状況だから。これからも武力じゃなくて、武力で何がよくなってきたですか、全然よくなってないんですよ。だから、話し合いによって日本が中国なら中国、北朝鮮なら北朝鮮にできることをお互いに……。

○議長(三角 良人) 違うって。これにあなたは賛成する立場になってるから、これはこうだから賛成。的確に賛成意見を述べてください。的確に、これに。意見書を提出することに賛成の答弁だから。

○議員(1番 児玉 求) はい。

○議員(7番 松山 力弥) 児玉さん。あなたに対して、私が反対意見を申しました。あなたが賛成だから、賛成意見を簡潔に……。

○議長(三角 良人) そこで説明せんで。

○議員(1番 児玉 求) はい、簡潔に申し上げます。

これは3つの要件で、憲法違反だと、国民の理解を得られてないと、自衛隊の暴走というのがありますんで……。

○議長(三角 良人) 最初に聞きましたね。

○議員(1番 児玉 求) はい、それで。

○議長(三角 良人) はい、それでね。

田ノ上議員。

○議員(6番 田ノ上 真) 反対の立場から討論させていただきます。すみません。

この意見書は、大変残念な内容でございます。先ほど来言っておりますように、まもなく参議院でも結審されるであります。長期間にわたる審議でございました。当初、野党の主張において、この安全保障という極めて国際政治的な案件は憲法問題にすりかえられ、9条をめぐる神学論争と成り果ててしまった感がございます。

ただ、ここ最近、野党は法案の枝葉末節に細かな議論をしかけ、時間切れを狙っているようでもございます。慎重審議といいながら廃案を目指してるのが明らかであり、実際に廃案を叫んでいます。廃案にすると、時代おくれの不備な法制度の中で、日本は国際社会に対峙していかな

なければならないということになります。そう考えると、この法案が潰れて喜ぶのは、日本の領土を狙い、日本の国益を奪おうとする隣国だけではないのかと思わずにいられないものです。野党の方々にその意識があるのかなのか、それは私知りませんが、懸命に廃案を目指すその姿勢に疑問を感じるものでございます。本来議論すべきなのは、日本の防衛であり国際貢献です。必要なのは、日本の平和と国民の安全、そして国益を守るための議論です。冷静かつ論理的に積み上げていくべきものですが、感情的な反発や重箱の隅をつつく議論の域を出ていないと思っております。

冷静な議論を妨害するデマや決めつけが横行しております。典型的なデマが徴兵制です。徴兵制が復活するとか、議員も言えばメディアも言っておりますが、これは憲法で禁じられている苦役に相当するものですが、実務的な角度で考えますと、自衛隊の定員は24万7,000人、仮に徴兵の事務手続を自治体が担うとすれば、須恵町の自衛隊入隊者は例年2名から5、6名、ここの男子新成人は142人、5人を選ぶのに142人に通知を出して検査をして、入隊まで無事に事務を進めていくなど、どれほどの無駄と負担になるか。また、どうやって5人を選べばいいのか。これを毎年やれと行ってできるものでもありません。費用対効果を度外視した完全なる空論でございます。ちょっと考えれば誰もがデマとわかるものを政治家が口にしています。余りにあざといと思います。これを1つの例として、野党の戦略は一事が万事といっても過言ではありません。党利党略によって真実を隠し、狙うものは人気取りであります。与党に対して数の多数を批判していますが、議論を尽くした上で最後は数で決するのが民主主義でございます。野党はマスコミと学者を味方につけ、大衆を導引することにより正義を演出しています。デモの熱狂の数により、政治目的を果たそうとする手法はいかかなものか。その手法は成功しているようにも見えておりますが、今熱狂してる若者はこれからどこへ行くのか。戦後さまざまな民衆の熱狂がありました。感情に走った熱狂は、時として冷静な判断を狂わせてしまいます。私は踊らされた若者が気の毒にも思えます。

以上、申し上げましたように、この意見書は慎重審議をうたいながらその実廃案を目指した党利党略をその目的とするものであり、賛成できないのは明らかです。

そして、その論拠にアンケートとか……。

○議長（三角 良人） もういいでしょう。意見になりよるよ。

○議員（6番 田ノ上 真） よって、反対の意思を表明します。

○議長（三角 良人） 今村議員。

○議員（14番 今村 桂子） 安全保障法制については、各党所属の議員さんもいらっしやって、それぞれ各党または個人の思惑があると思いますが、国会では約200時間の与党野党の審議が行われ、きょう決議が行われます。今回の議案は、慎重審議を求める意見書を提出するという議

案でございますので、既に時期を逸しているということから、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） ほかに、これにて討論を終結します。よって、議員提出議案第4号について採決に入ります。議員提出議案第4号は、原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（三角 良人） 起立少数であります。よって、議員提出議案第4号安全保障法制の慎重審議を求める意見書は否決されました。

### 日程第19. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三角 良人） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員会より議会運営について、文教厚生委員会より介護予防事業の取り組みについて、小中連携事業について、保育士人材バンク活用の取り組みについて、総務建設産業委員会より焼却場跡地の整備計画について、生ごみバイオマス化について、スマートインターチェンジを生かしたまちづくりについて、以上、各委員会申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

### 日程第20. 議員の派遣について

○議長（三角 良人） 日程第20、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（三角 良人） 以上で、9月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、議会運営委員会を第1委員会室で、終了後、広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。平成27年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午後2時00分閉会